

第 1 部 序 論

第1部 序 論

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成11年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

島原市においては、平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

依然子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「島原市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

（参考）子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことを目指す。

- ◎ 乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。
- ◎ 保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

（内閣府「基本指針」の要約）

（参考）次世代育成支援対策推進法の改定概要

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

（厚生労働省資料）

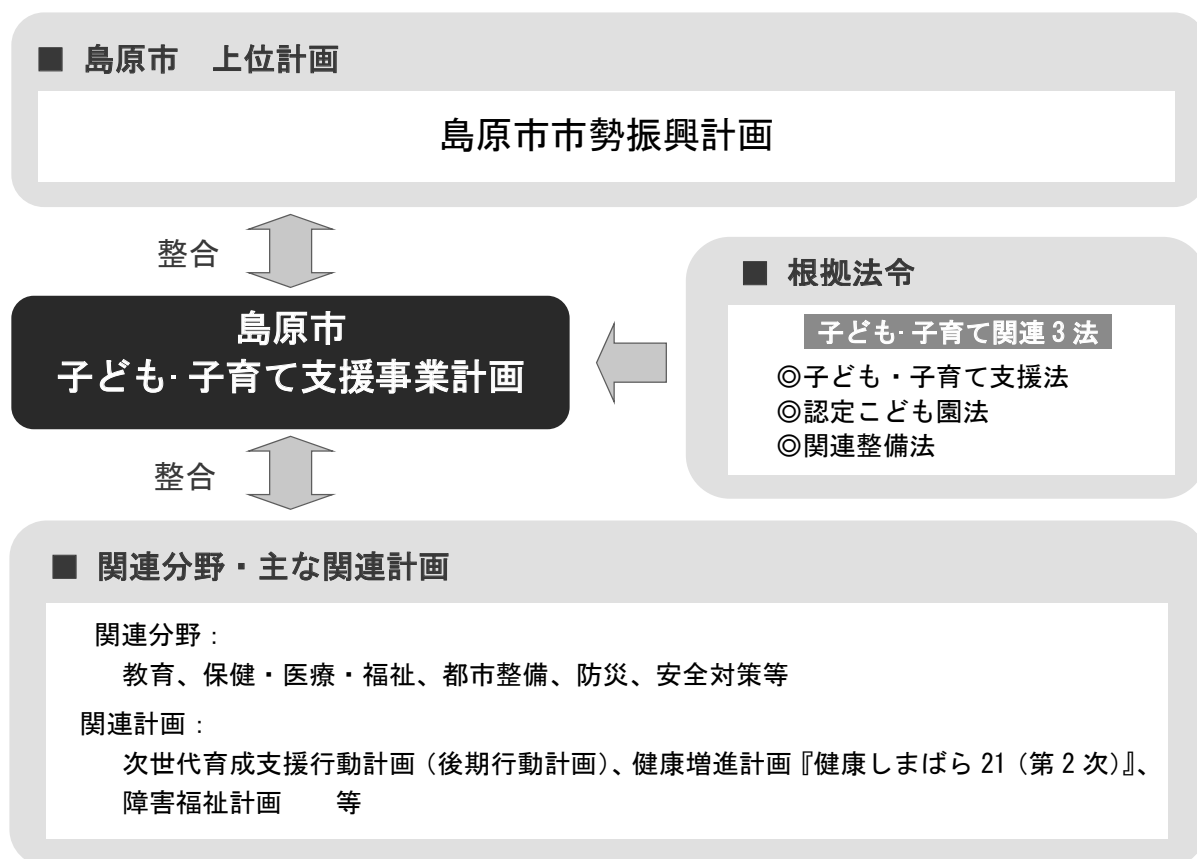
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、島原市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定に当たっては、これまで進めてきた「次世代育成支援対策行動計画」における取り組みについても、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえて、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

図表 1 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画は、法の施行の日から5年を1期として作成します。

そのため、計画期間は平成27年度～平成31年度の5年間とし、直近の現状を踏まえた適切な補正を行います。

図表2 計画の期間



4 策定体制

計画策定に当たっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を計画改定に反映するよう努めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「島原市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施

本計画策定に当たり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握するアンケートを実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得心すること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

図表3 アンケート調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,838	1,413	76.9%
	小学生	1,018	974	95.7%
調査期間	平成26年2月			
調査方法	保育所・幼稚園・小学校を通じて配付・回収及び郵送による配付・回収			

5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 新制度の目的

本制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律(子ども・子育て関連3法(平成24年8月22日公布))に基づく新たな制度であり、平成27年度(平成27年4月)から施行されます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正)



平成27年4月 施行(新制度スタート)

(2) 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付

種 類	対象事業
(ア) 施設型給付(※1)	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付(※1)	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当(※2)	—

※1(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付。(子ども・子育て支援法 第19条)

※2 児童手当法に規定する児童手当の支給(子ども・子育て支援法 第9条)

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業(13事業)

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1) 利用者支援事業 | 9) ファミリー・サポート・センター事業 |
| 2) 一時預かり事業 | (子育て援助活動支援事業) |
| 3) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) | 10) 延長保育事業 |
| 4) 地域子育て支援拠点事業 | 11) 病児保育事業 |
| 5) 妊婦健康診査 | 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| 6) 乳児家庭全戸訪問事業 | 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進 |
| 7) 養育支援訪問事業 | するための事業 |
| 8) 子育て短期支援事業 | |

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

- 事業計画に定める事項は、「必須記載事項」と「任意記載事項」があります。
(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)
- 本計画では、「必須記載事項」、「任意記載事項」とともに定めます。

種 類	対象事業
(ア) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(イ) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること。
(ウ) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(エ) 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(オ) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	● 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ● 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(カ) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ● 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(キ) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。
(ク) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

種 類	対象事業
(ケ) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(コ) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(サ) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

第2章 本市の現況

計画策定に当たって、本市の現況は次のとおりです。

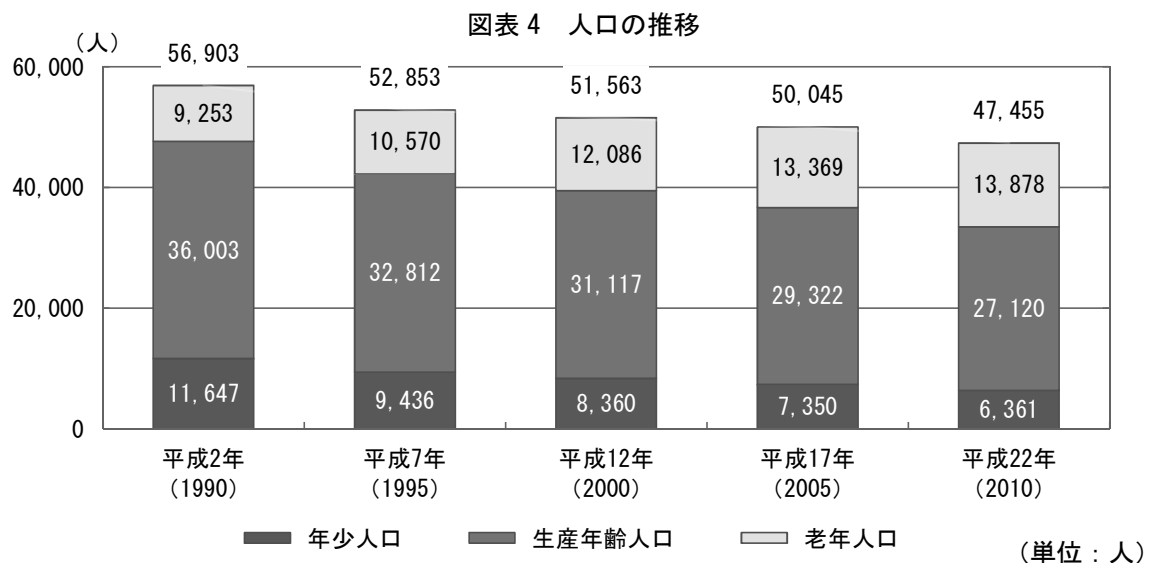
1 人口・世帯

島原市の人口及び世帯の推移状況から、人口の減少、少子高齢化の進行がうかがえ、世帯推移においては、平成22年より世帯数の減少に転じ、さらには1世帯当たりの世帯人員が3人を下回る状況にあります。

(1) 人口の推移

平成2年以降の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成22年には47,455人となっています。

「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」による人口割合の推移では、「年少人口」、「生産年齢人口」はともに減少し、「老年人口」は増加しています。



区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総 人 口	56,903	52,853	51,563	50,045	47,455
年 少 人 口	11,647	9,436	8,360	7,350	6,361
生産年齢人口	36,003	32,812	31,117	29,322	27,120
老 年 人 口	9,253	10,570	12,086	13,369	13,878

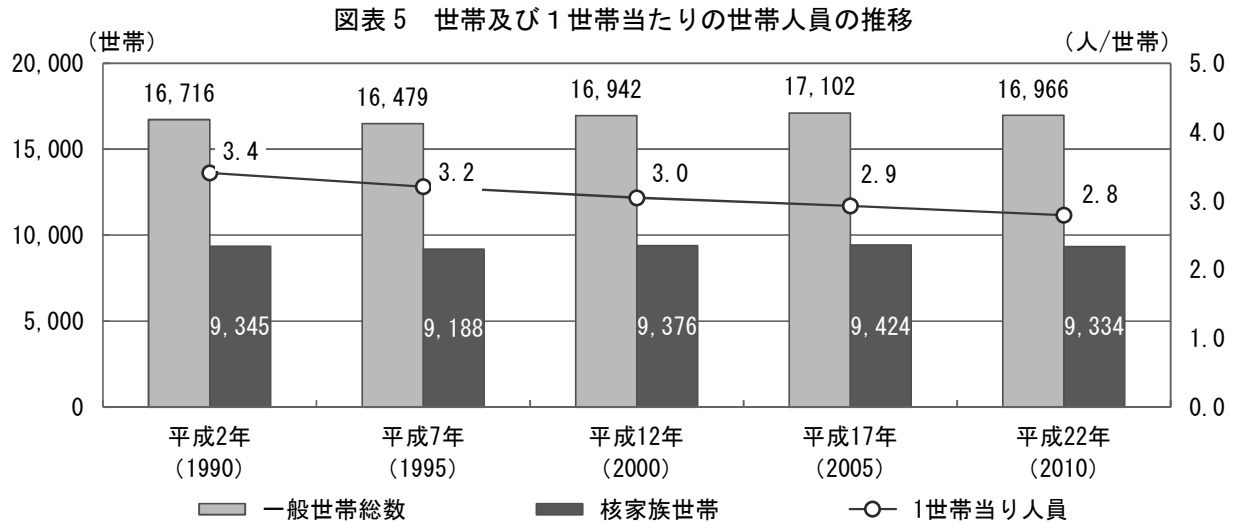
※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。

資料：国勢調査

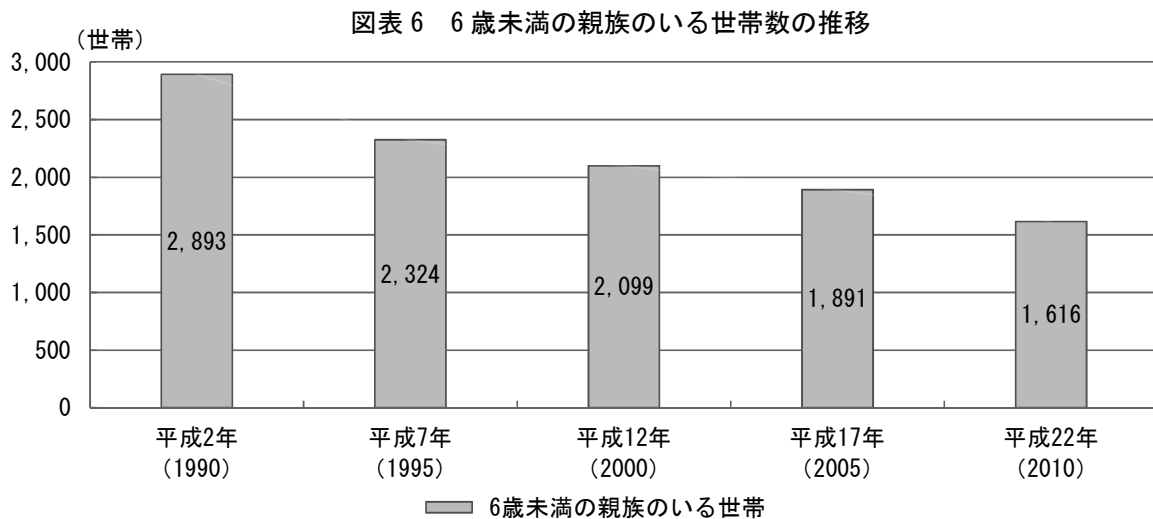
（２）世帯数及び１世帯当たりの世帯人員の推移

世帯及び１世帯当たりの世帯人員の推移をみると、平成１７年まで世帯数は増加傾向にありましたが、平成２２年時点の世帯数は１６,９６６世帯と減少に転じています。

また、平成２２年の１世帯当たりの世帯人員は２.８人となっており、核家族化の進行がうかがえます。



また、６歳未満の親族のいる世帯数は減少傾向にあり、平成１７年には２,０００世帯を下回り、平成２２年には１,６１６世帯と、一般世帯の１割（９.５％）となっています。



(単位：世帯・人/世帯)

区 分	平成２年	平成７年	平成１２年	平成１７年	平成２２年
一 般 世 帯 数	16,716	16,479	16,942	17,102	16,966
核 家 族 世 帯	9,345	9,188	9,376	9,424	9,334
６歳未満の親族の いる世帯	2,893	2,324	2,099	1,891	1,616
一 世 帯 当 た り の 人 員	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8

資料：国勢調査

2 人口動態

人口動態をみると、自然動態（出生・死亡）については、死亡者数が出生者数を上回り、自然減が続いています。

また、社会動態（転入・転出）では、年度による増減はありますが、転出者が転入者を上回り、社会減が続いています。

人口動態全体の推移から、近年自然減、社会減が続いていることから、人口減少及び少子化の進行していることがうかがえます。

図表7 人口動態（自然動態・社会動態）の推移

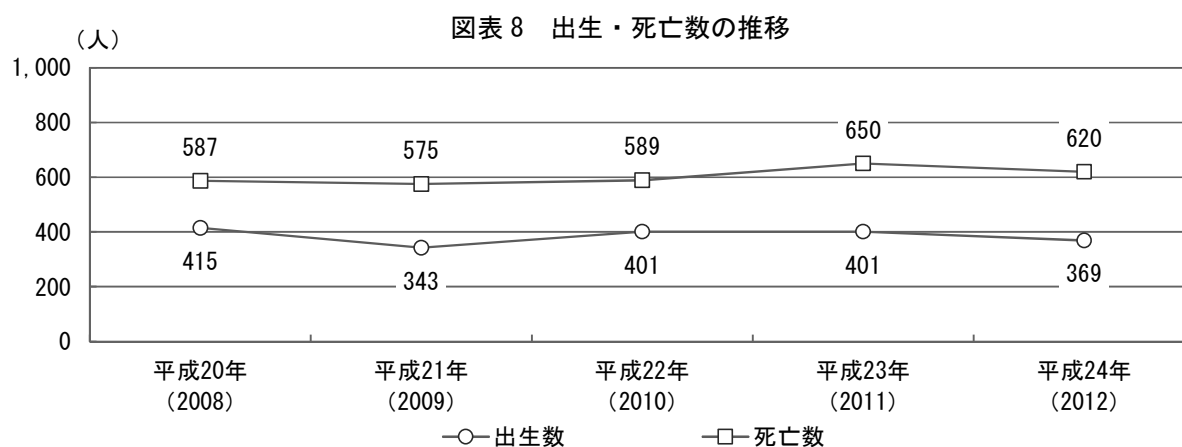
（単位：人）

年次	自 然 動 態			社 会 動 態			増 減
	出生者数	死亡者数	増 減	転入者数	転出者数	増 減	
平成20年	415	587	△ 172	1,535	1,864	△ 329	△ 501
21年	343	575	△ 232	1,416	1,741	△ 325	△ 557
22年	401	589	△ 188	1,435	1,590	△ 155	△ 343
23年	401	650	△ 249	1,422	1,545	△ 123	△ 372
24年	369	620	△ 251	1,538	1,551	△ 13	△ 264

資料：人口動態調査

（1）出生・死亡数（自然動態）の推移

平成20年以降の本市における出生数及び死亡数（自然動態）の推移をみると、出生数は平均390人、死亡数は平均600人で推移しており、毎年、死亡数が出生数を上回っています。



（単位：人）

区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	415	343	401	401	369
死亡数	587	575	589	650	620

資料：人口動態調査

(2) 低体重児の出生と乳児・新生児死亡の状況

平成 22～24 年の本市及び県、県南保健所管内の低体重児の出生数、乳児死亡、新生児死亡の状況については、各年で増減がみられます。

図表 9 出生数と死亡数の推移（率：出生千人対）

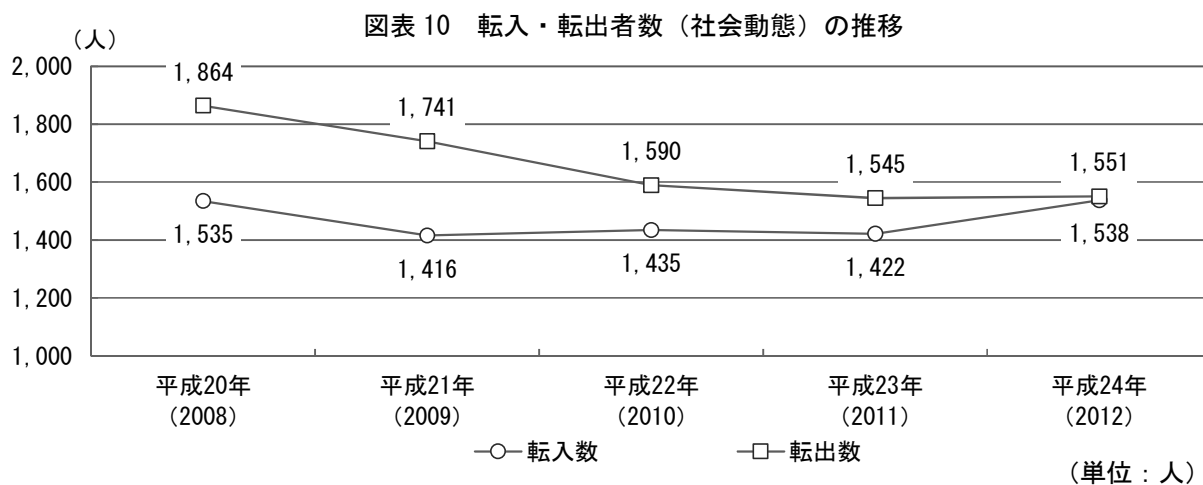
		出生			死亡				
		総数	再掲		総数	再掲			
			※低体重児			乳児死亡		新生児死亡	
			(人数)	(率)		(人数)	(率)	(人数)	(率)
平成 24 年	全国	1, 037, 231	99, 311	95. 7	1, 256, 359	2, 299	2. 2	1, 065	1. 0
	長崎県	11, 723	1, 037	88. 5	16, 784	27	2. 3	18	1. 5
	県南保健所	1, 053	86	81. 7	2080	2	1. 9	0	0
	島原市	369	33	89. 4	620	2	5. 4	0	0
平成 23 年	全国	1, 050, 806	100, 378	95. 5	1, 253, 066	2, 463	2. 3	1, 147	1. 1
	長崎県	11, 727	1, 012	86. 3	16, 645	32	2. 7	21	1. 8
	県南保健所	1, 078	94	87. 2	2, 085	2	1. 9	2	1. 9
	島原市	401	29	72. 3	650	1	2. 5	1	2. 5
平成 22 年	全国	1, 071, 304	103, 049	96. 2	1, 197, 012	2, 450	2. 3	1, 167	1. 1
	長崎県	12, 004	1, 194	99. 5	16, 303	38	3. 2	17	1. 4
	県南保健所	1, 104	99	89. 7	1, 983	7	6. 3	2	1. 8
	島原市	401	42	104. 7	589	2	5. 0	1	2. 5

※低体重児：出生時の体重が 2,500 g 未満の新生児のこと。

資料：長崎県衛生統計年報

(3) 転入・転出者数（社会動態）の推移

平成 20 年以降の転入・転出者数（社会動態）の推移をみると、転出数が転入者数を上回る推移となっており、転入・転出者数の推移による人口の増減は、年平均で約 190 人の減少となっています。

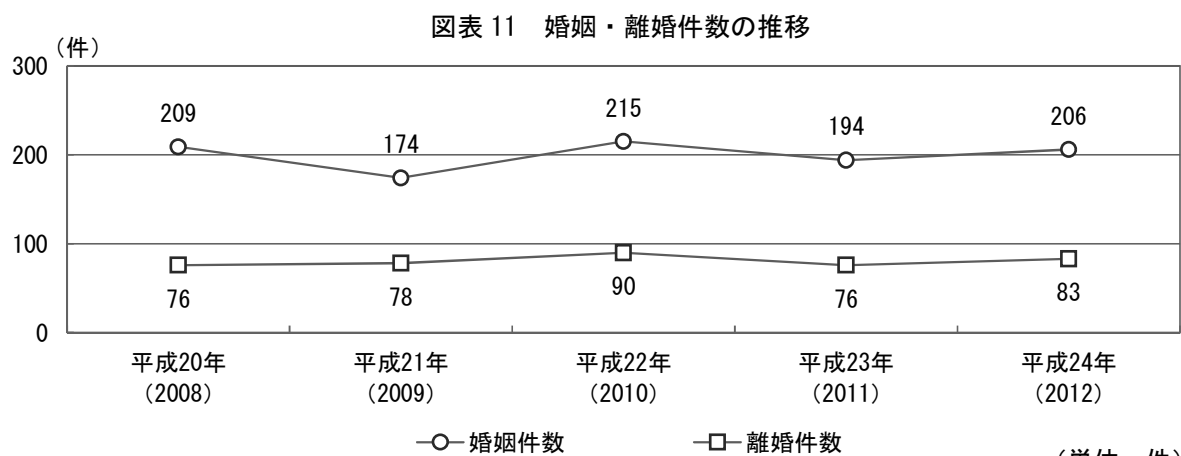


区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
転入者数	1,535	1,416	1,435	1,422	1,538
転出者数	1,864	1,741	1,590	1,545	1,551

資料：人口動態調査

(4) 婚姻・離婚件数の推移

平成 20 年以降の婚姻・離婚件数をみると、期間における平均婚姻数は 200 件、離婚件数は 80 件となっています。



区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
婚姻件数	209	174	215	194	206
離婚件数	76	78	90	76	83

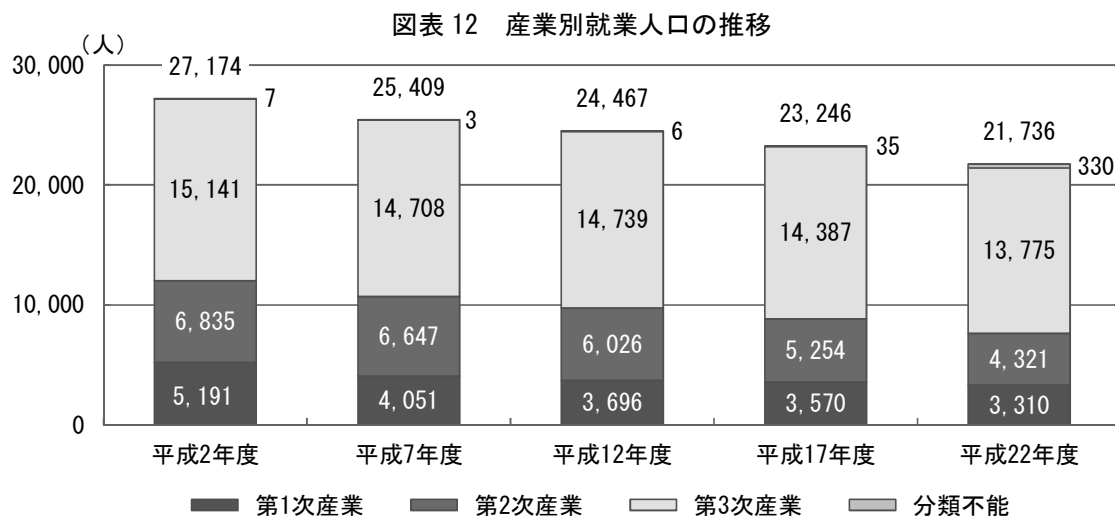
資料：人口動態調査

3 産業構造

(1) 産業別就業人口の推移

本市では、総人口の減少とともに、各産業での就業人口も減少傾向にあり、平成 22 年の就業人口は 21,736 人となっています。

今後は、高齢層における労働参加者が増えることが期待されるものの、少子高齢化の進展により、就業人口は減少し続けることが予想されます。



資料：国勢調査

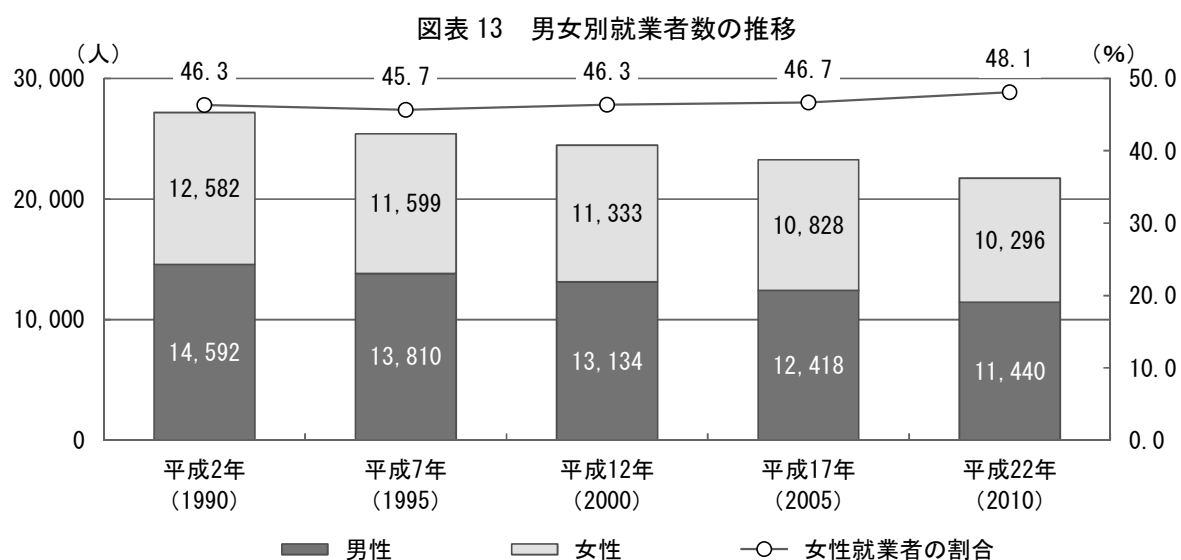
(単位：人)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就 業 者 数		27,174	25,409	24,467	23,246	21,736
産 業 別	第1次産業	5,191	4,051	3,696	3,570	3,310
	第2次産業	6,835	6,647	6,026	5,254	4,321
	第3次産業	15,141	14,708	14,739	14,387	13,775
	分類不能	7	3	6	35	330

資料：国勢調査

(2) 男女別就業者数の推移

本市の就業者数を男女別にみると、男女ともに就業者数は減少していますが、各年の女性の就業割合は増加しています。



(単位：人・%)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就 業 者 数	27,174	25,409	24,467	23,246	21,736
男 性	14,592	13,810	13,134	12,418	11,440
女 性	12,582	11,599	11,333	10,828	10,296
女性の就業割合	46.3	45.7	46.3	46.7	48.1

資料：国勢調査

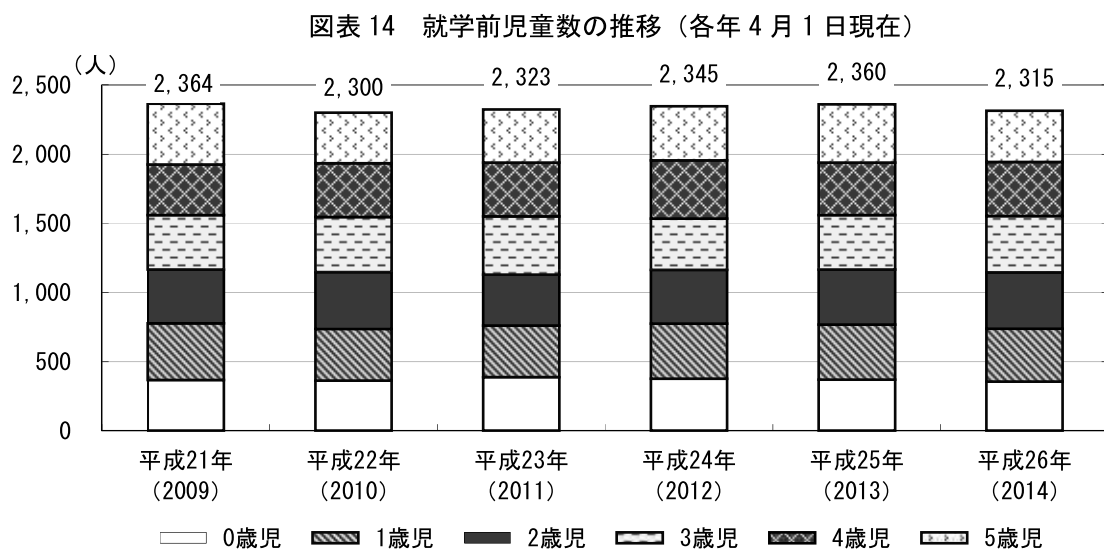
第3章 子ども・子育てを取り巻く環境

本市の子ども・子育てを取り巻く環境として、保育所の入所児童数、小中学生児童数及び放課後児童クラブの利用状況、アンケート調査による子育て家庭の状況等についてまとめます。

1 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

(1) 就学前児童数の推移

本市の就学前児童（0～5 歳児）は、平成 22 年以降、増加傾向にありましたが、平成 26 年 4 月 1 日現在の就学前児童数は 2,315 人と減少に転じています。



（単位：人）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳 児	368	363	388	378	370	356
1 歳 児	409	373	373	397	397	383
2 歳 児	389	412	368	388	398	406
3 歳 児	394	398	420	371	394	407
4 歳 児	364	388	391	422	380	392
5 歳 児	440	366	383	389	421	371
合 計	2,364	2,300	2,323	2,345	2,360	2,315

資料：島原市

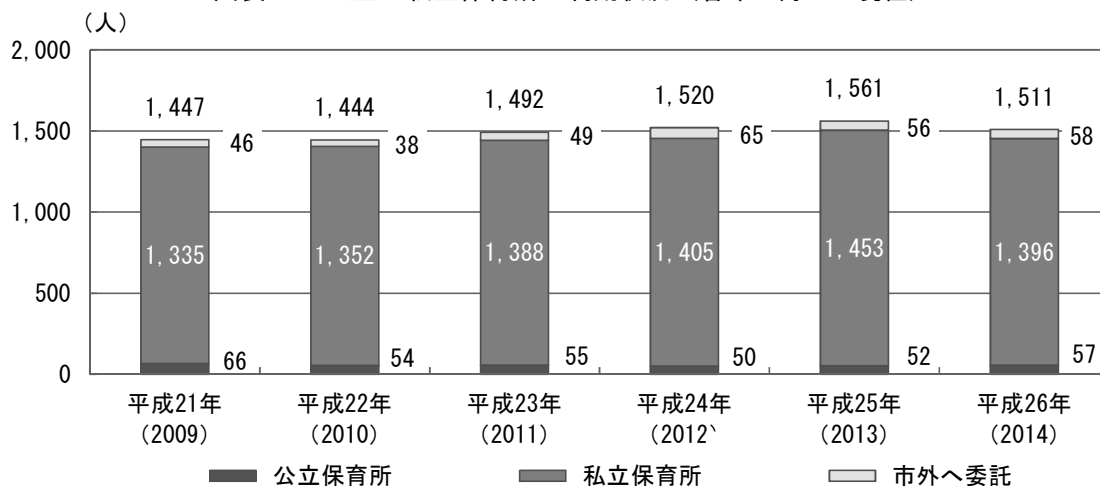
(2) 公立・私立保育所の利用状況

保育所は市内に 22 か所あり、公立保育所は 1 か所、私立保育所は 21 か所となっています。

市全体で各年 1,440～1,560 人の就学前児童が保育所を利用しており、保育児童数は、就学前児童の 6～7 割を占めています。

各年の公立・私立保育所の利用状況をみると、公立保育所の利用は 50～60 人、私立保育所の利用は 1,340～1,450 人、市外へ委託している保育所の利用は 40～60 人程度となっています。

図表 15 公立・私立保育所の利用状況（各年 4 月 1 日現在）

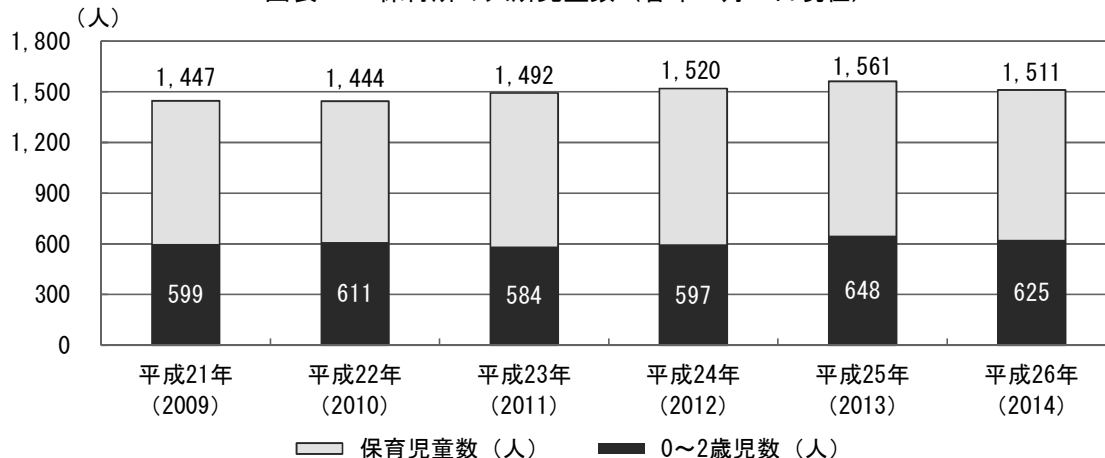


資料：島原市こども課

一方、公立・私立保育所の平成 21 年以降の入所児童数は、平成 25 年まで増加傾向にありましたが、平成 26 年 4 月 1 日現在の入所児童数は 1,511 人と減少に転じています。

また、0～2 歳児数についても、平成 25 年まで増加傾向にありましたが、平成 26 年 4 月 1 日現在の 0～2 歳の入所児童数は 625 人と減少に転じています。

図表 16 保育所の入所児童数（各年 4 月 1 日現在）



資料：島原市こども課

図表 17 公立・私立保育所の利用状況（各年 4 月 1 日現在）

（単位：人・％）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
公 立 保 育 所	66	54	55	50	52	57
私 立 保 育 所	1,335	1,352	1,388	1,405	1,453	1,396
市 外 へ 委 託	46	38	49	65	56	58
保 育 児 童 数 合 計	1,447	1,444	1,492	1,520	1,561	1,511
就学前児童の利用割合	61.2	62.8	64.2	64.8	66.1	65.3
0 ～ 2 歳 児 数	599	611	584	597	648	625

資料：島原市こども課

図表 18 各保育所の入所児童数（詳細）

（単位：人）

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
公立	白 山 保 育 園	66	54	55	50	52	57
私立	向 陵 保 育 園	76	77	77	74	85	84
	み や ま 保 育 園	44	42	40	33	32	30
	東 向 保 育 園	48	35	34	38	38	41
	恵 祥 保 育 園	57	56	58	60	69	68
	心 香 保 育 園	90	84	85	79	93	95
	誓 願 幼 児 園	63	67	61	57	64	62
	清 華 保 育 園	55	56	61	61	49	37
	桜 花 保 育 園	59	65	65	62	56	57
	お さ な ご 園	80	81	88	92	88	100
	山 寺 保 育 園	69	74	70	71	64	62
	たけしま保育園	61	57	70	80	95	108
	みどり保育園	81	74	68	76	77	80
	愛 児 保 育 園	61	64	67	64	64	63
	寺 町 保 育 園	33	34	36	30	33	32
	春 陽 保 育 園	74	85	99	127	137	121
	こひつじ保育園	51	61	68	64	72	54
	わかくさ園保育所	127	115	117	119	109	88
	浦 田 保 育 園	55	58	58	53	53	44
	美 祢 保 育 園	17	17	19	15	20	15
	安 徳 保 育 園	66	71	72	71	76	77
	中 木 場 保 育 園	68	79	75	79	79	78
市 外 へ 委 託		46	38	49	65	56	58
保 育 児 童 数 合 計		1,447	1,444	1,492	1,520	1,561	1,511

資料：島原市こども課

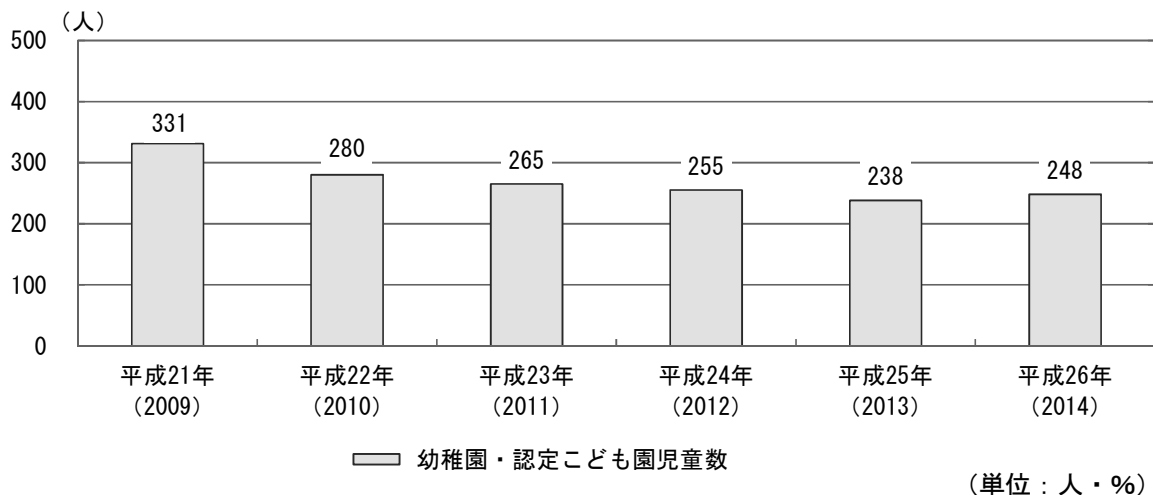
(3) 幼稚園・認定こども園の利用状況

市内には、幼稚園・認定こども園が6か所あります。

平成21年以降の入所児童数は、平成25年まで減少傾向にありましたが、平成26年5月1日現在の入所児童数は248人と前年比では増加に転じています。

また、児童数は、就学前児童の約1割を占めています。

図表19 幼稚園・認定こども園の利用状況（各年5月1日現在）



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
幼稚園・認定こども園児童数	331	280	265	255	238	248
就学前児童の利用割合	14.0	12.2	11.4	10.9	10.1	13.7

資料：島原市こども課

図表20 幼稚園・認定こども園の児童数（詳細）

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
聖和幼稚園	41	43	25	16	—	—
島原活水幼稚園	11	9	9	8	5	4
ひかわ第一幼稚園	113	84	82	93	98	109
島原幼稚園	95	89	101	100	103	100
有明幼稚園	26	24	17	20	18	23
安中幼稚園	17	12	11	4	2	0
勝光幼稚園	28	19	20	14	12	12
幼稚園・認定こども園児童数計	331	280	265	255	238	248

※聖和幼稚園はH25.3.31で閉園。安中幼稚園はH26年度休園。島原幼稚園はH21.4.1から、ひかわ第一幼稚園と有明幼稚園はH22.4.1から、勝光幼稚園はH26.9.1から、認定こども園。

資料：島原市こども課

(4) 保育所・幼稚園・認定こども園の概要

市内の保育所・幼稚園・認定こども園の概要は次のとおりです。

図表 21 保育所の概要及び平成 26 年における定員数及び充足率（4 月 1 日現在）

		開 所 時 間	乳 児 保 育	障 害 児 保 育	延 長 保 育	一 時 保 育	子 育 支 援 セ ン タ ー	定 員	平 成 26 年 充 足 率
公立	白 山 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		60	95.0%
私立	向 陵 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		80	105.0%
	み や ま 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		40	75.0%
	東 向 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		50	82.0%
	恵 祥 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		60	113.3%
	心 香 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○	○	90	105.6%
	誓 願 幼 児 園	7：30～19：30	○	○	○	○		60	103.3%
	清 華 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○	○	60	61.7%
	桜 花 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		60	95.0%
	お さ な ご 園	7：00～19：00	○	○	○	○	○	80	125.0%
	山 寺 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		70	88.6%
	た け し ま 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		90	120.0%
	み ど り 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○	○	80	100.0%
	愛 児 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		60	105.0%
	寺 町 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		40	80.0%
	春 陽 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○	○	130	93.1%
	こ ひ つ じ 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		60	90.0%
	わかくさ園保育所	7：00～20：00	○	○	○	○	○	120	73.3%
	浦 田 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		60	73.3%
	美 祢 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		45	33.3%
	安 徳 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		80	96.3%
	中 木 場 保 育 園	7：00～19：00	○	○	○	○		70	111.4%
計								1,545	94.0%

資料：島原市こども課

図表 22 幼稚園の概要及び平成 26 年における定員数及び充足率（4 月 1 日現在）

	登園 時間	降園 時間	預かり 保育	定員	平 成 26 年 充 足 率
島 原 活 水 幼 稚 園	10：00	14：00	○	120	3.3%
ひ か わ 第 一 幼 稚 園	10：00	14：30	○	210	51.9%
島 原 幼 稚 園	10：00	14：00	○	160	62.5%
有 明 幼 稚 園	10：00	14：00	○	175	13.1%
安 中 幼 稚 園	9：00	14：00	○	140	0.0%
勝 光 幼 稚 園	9：00	15：00	○	160	7.5%
計				965	25.7%

資料：島原市こども課

2 小中学校の状況

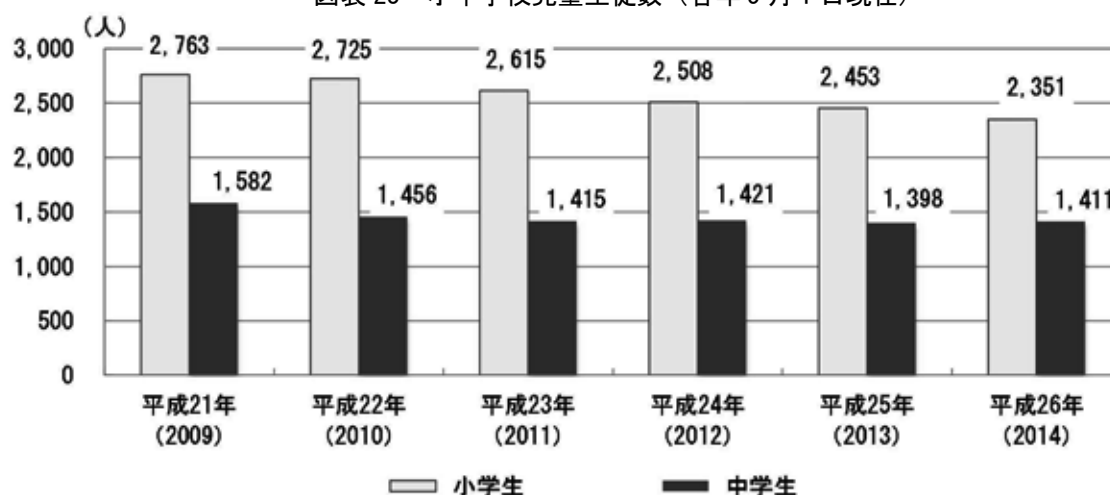
(1) 小中学生児童生徒数

本市には、小学校が9校（分校1校）、中学校が5校あります。

平成21年以降の小学生は減少、中学生は平成24年以降、増減がみられ、小中学生児童生徒数全体としては減少傾向にあります。

なお、平成26年5月1日現在の小学生は2,351人、中学生は1,411人となっています。

図表 23 小中学校児童生徒数（各年5月1日現在）



（単位：人）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
小 学 生	2,763	2,725	2,615	2,508	2,453	2,351
中 学 生	1,582	1,456	1,415	1,421	1,398	1,411

資料：島原市こども課

図表 24 各小学校の児童数推移（各年5月1日現在）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
第 一 小 学 校	467	466	452	454	445	438
第 二 小 学 校	314	288	270	262	251	234
第 三 小 学 校	384	393	357	338	319	289
第 四 小 学 校	187	178	181	178	195	196
第 五 小 学 校	400	412	406	370	367	335
三 会 小 学 校	286	274	270	252	250	250
長 貫 分 校	17	13	11	14	11	11
大 三 東 小 学 校	315	304	291	273	251	244
高 野 小 学 校	78	86	81	87	89	84
湯 江 小 学 校	315	311	296	280	275	267
合 計	2,763	2,725	2,615	2,508	2,453	2,351

資料：島原市こども課

図表 25 各中学校の生徒数推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
第 一 中 学 校	442	421	409	414	404	406
第 二 中 学 校	312	277	297	292	291	284
第 三 中 学 校	236	215	187	201	204	227
三 会 中 学 校	171	159	148	146	150	153
有 明 中 学 校	421	384	374	368	349	341
合 計	1,582	1,456	1,415	1,421	1,398	1,411

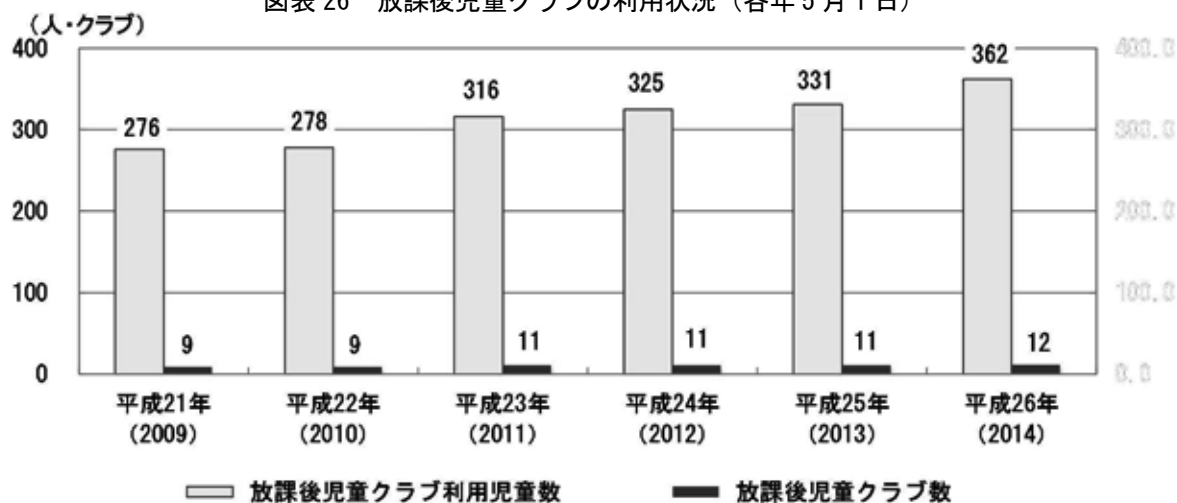
資料：島原市こども課

(2) 放課後児童クラブの利用状況

本市では、下校後保護者がいない小学生を対象とした放課後児童健全育成事業である放課後児童クラブ（学童クラブ）、安全で安心な子どもの活動拠点としての放課後子ども教室などを実施しています。

放課後児童クラブ（学童クラブ）のクラブ数、利用者数ともに増加傾向にあり、平成 26 年 5 月 1 日現在の利用者は、362 人となっています。

図表 26 放課後児童クラブの利用状況（各年 5 月 1 日）



(単位：人・クラブ)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
放課後児童クラブ数	9	9	11	11	11	12
放課後児童クラブ利用児童数	276	278	316	325	331	362

資料：島原市こども課

3 子育て家庭の状況（アンケート結果概要）

（１）子どもをみてもらえる状況（就学前児童・小学生児童）

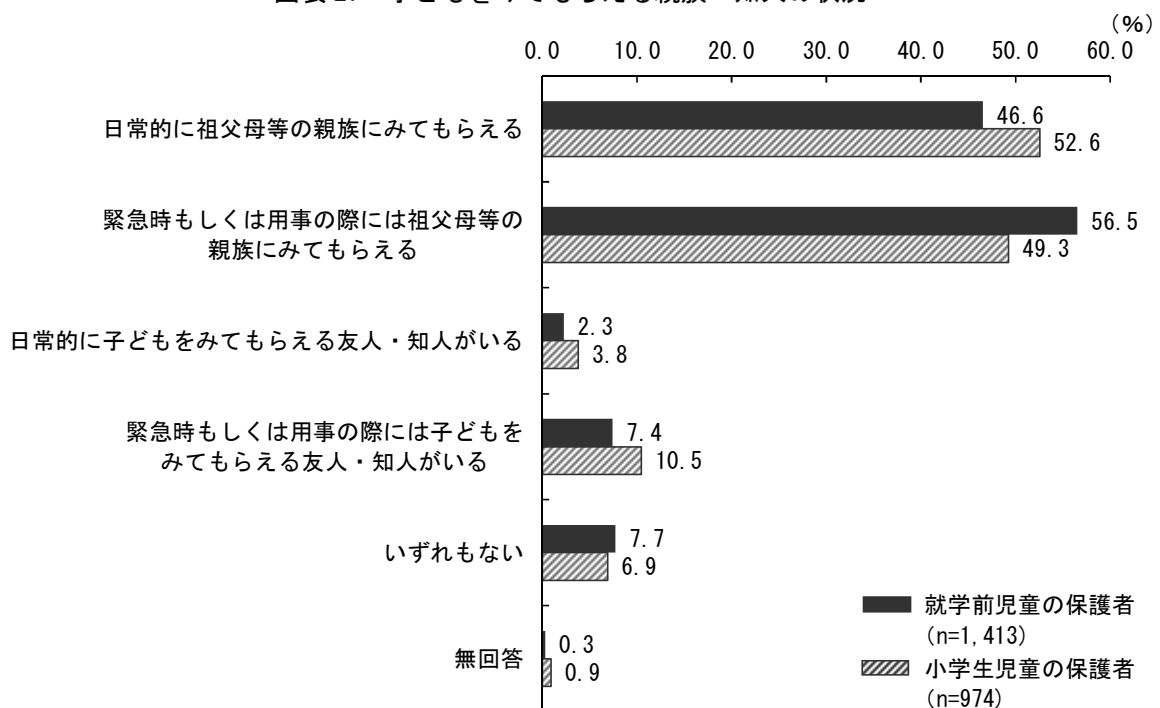
◎ 就学前児童・小学生児童のいる家庭ともに、いざというときには子どもをみてもらえる環境にあります。

◎ 子どもを預かってもらえる親族・友人が「いずれもない」割合は、就学前児童で約１割を占め、就学前児童では特に地域での孤立状態が懸念されます。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の状況をみると、就学前児童のいる家庭では、日常的にみてもらえる割合が５割（46.6%）、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が６割（56.5%）、小学生児童のいる家庭では、日常的にみてもらえる割合が５割（52.6%）、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が５割（49.3%）となっており、回答の半数以上の家庭で、いざというときの預かりや子育て相談など、子育て家庭を支える環境にあるといった地域の特徴がうかがえます。

一方で、子どもを預かってもらえる親族、友人・知人が、「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭（7.7%）、小学生のいる家庭（6.9%）となっており、特に就学前児童のいる家庭での地域での孤立状態が懸念されます。

図表 27 子どもをみてもらえる親族・知人の状況



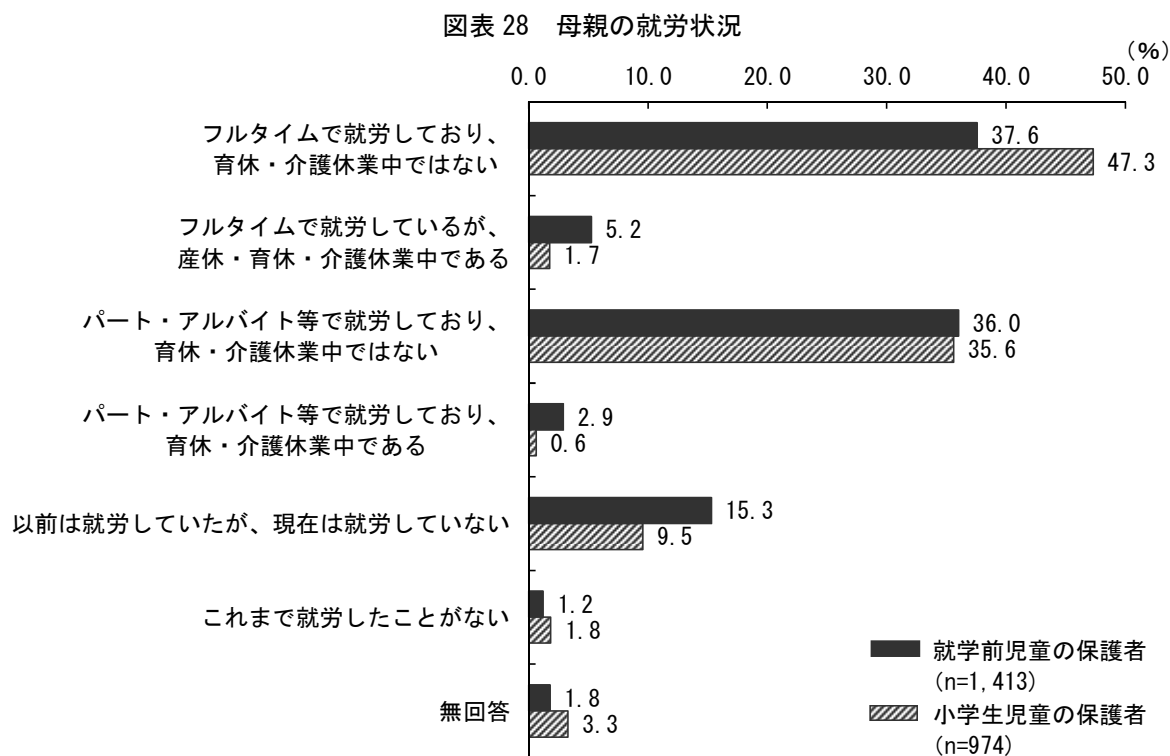
資料：アンケート調査

(2) 母親の就労状況・就労意向（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 回答のあった母親の就労している割合（現在休業中を含む）は、就学前児童の保護者では8割、小学生の保護者では8割強を占めています。
- ◎ 現在就労していない母親の3割が“就労したい”と回答しています。

育休、介護休業中の方を含めた母親の就労状況は、就学前児童の保護者では、「就労している（フルタイム）」（42.8%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（38.9%）を合わせた就労率が8割（81.7%）、小学生の保護者では、「就労している（フルタイム）」（49.0%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（36.2%）を合わせた就労率が8割強（85.2%）となっています。

また、現在就労していないが、すぐにでも、もしくは1年以内に就労意向のある潜在的な母親の就労意向は、就学前児童の保護者で32.6%、小学生の保護者で33.3%となっています。



資料：アンケート調査

(3) 保育園・幼稚園等の利用状況（就学前児童）

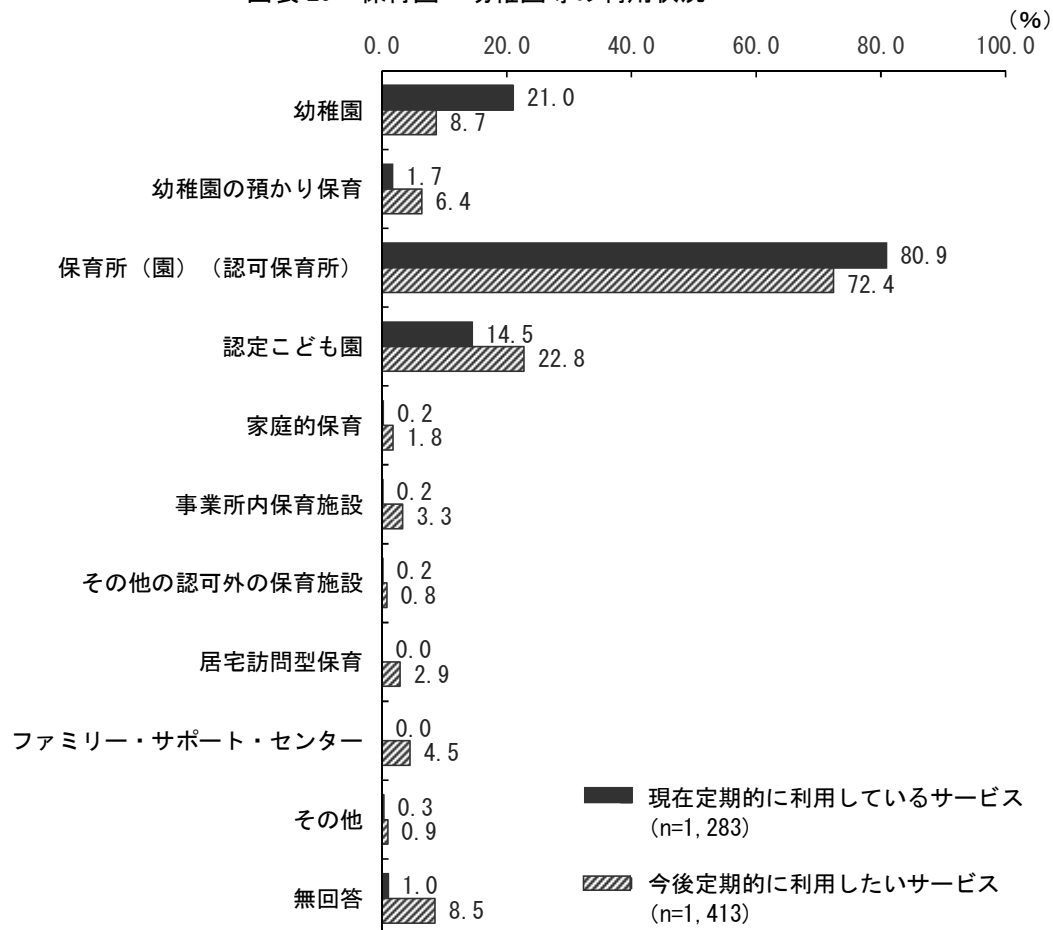
- ◎ 回答のあった就学前児童の保育園・幼稚園等の利用率は9割、主な利用は「認可保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」となっています。
- ◎ 「認可保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」は、今後定期的に利用したい事業としても上位に挙がっており、「幼稚園の預かり保育」、「ファミリー・サポート・センター」を併用したい意向がうかがえます。

就学前児童の保育園・幼稚園等を現在「利用している」割合は9割（90.8％）で、利用しているサービスとしては、「認可保育所」（80.9％）、「幼稚園」（21.0％）、「認定こども園」（14.5％）が多くなっています。

なお、現在の利用にかかわらず今後定期的に利用したい事業としては、「認可保育園」（72.4％）、「認定こども園」（22.8％）、「幼稚園」（8.7％）、「幼稚園の預かり保育」（6.4％）、「ファミリー・サポート・センター」（4.5％）の順に利用意向を示しています。

「認可保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」は、今後も定期的に利用したい事業となっていますが、子育て家庭の中では、今後、現在の時間外利用及びちょっとした支えとして「幼稚園の預かり保育」や「ファミリー・サポート・センター」を併用したい意向がうかがえます。

図表 29 保育園・幼稚園等の利用状況



資料：アンケート調査

(4) 放課後の過ごし方（小学生児童）

- ◎ 小学生の学童クラブ（放課後児童クラブ）の利用率は3割、来年度就学予定の児童を持つ保護者のうち、「利用したい」との回答は4割となっています。
- ◎ 小学生児童の小学4年生以降の放課後の過ごし方としては、「自宅」、「習い事」の意向が上位に挙がっています。

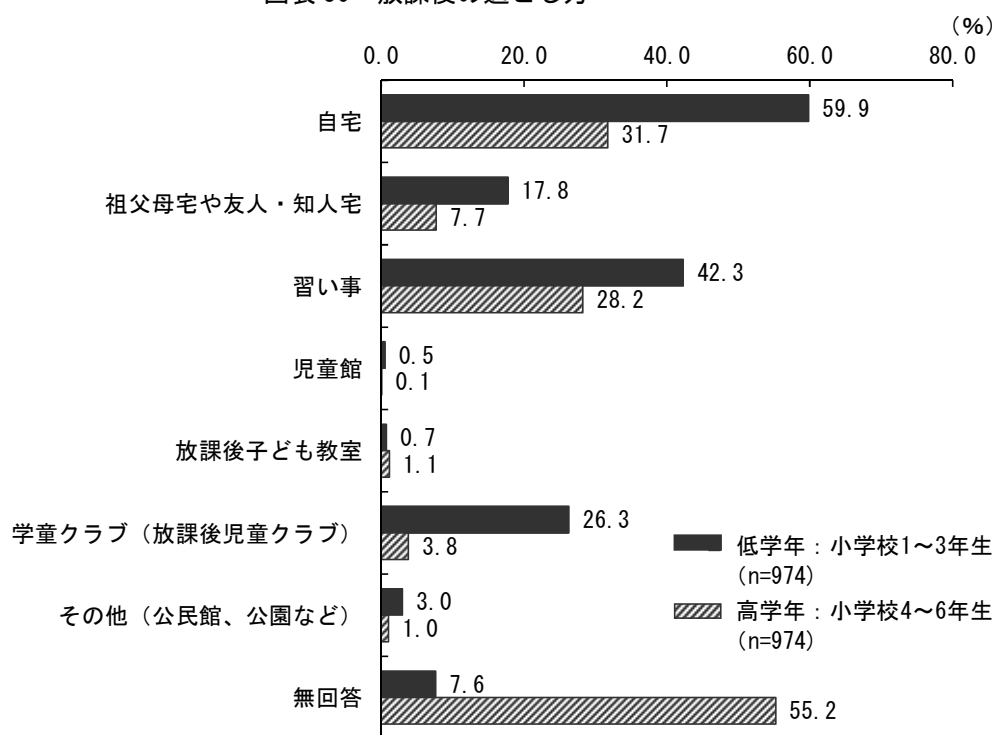
小学生で学童クラブ（放課後児童クラブ）を「利用している」と回答した割合は26.3%、「高学年になっても利用したい」とする割合は3.8%となっています。

また、来年度就学予定の児童を持つ保護者で放課後児童クラブを「利用したい」とする人は42.3%となっています。

一方、小学生児童のいる家庭の高学年（小学4年生以降）の放課後の過ごさせたい場所については、「自宅」（31.7%）、「習い事」（28.2%）と回答した割合が上位に挙がっています。

特に高学年（小学4年生以降）になると、「自宅」を挙げる割合が低学年（小学1～3年生）と比較して低くなっています。

図表 30 放課後の過ごし方



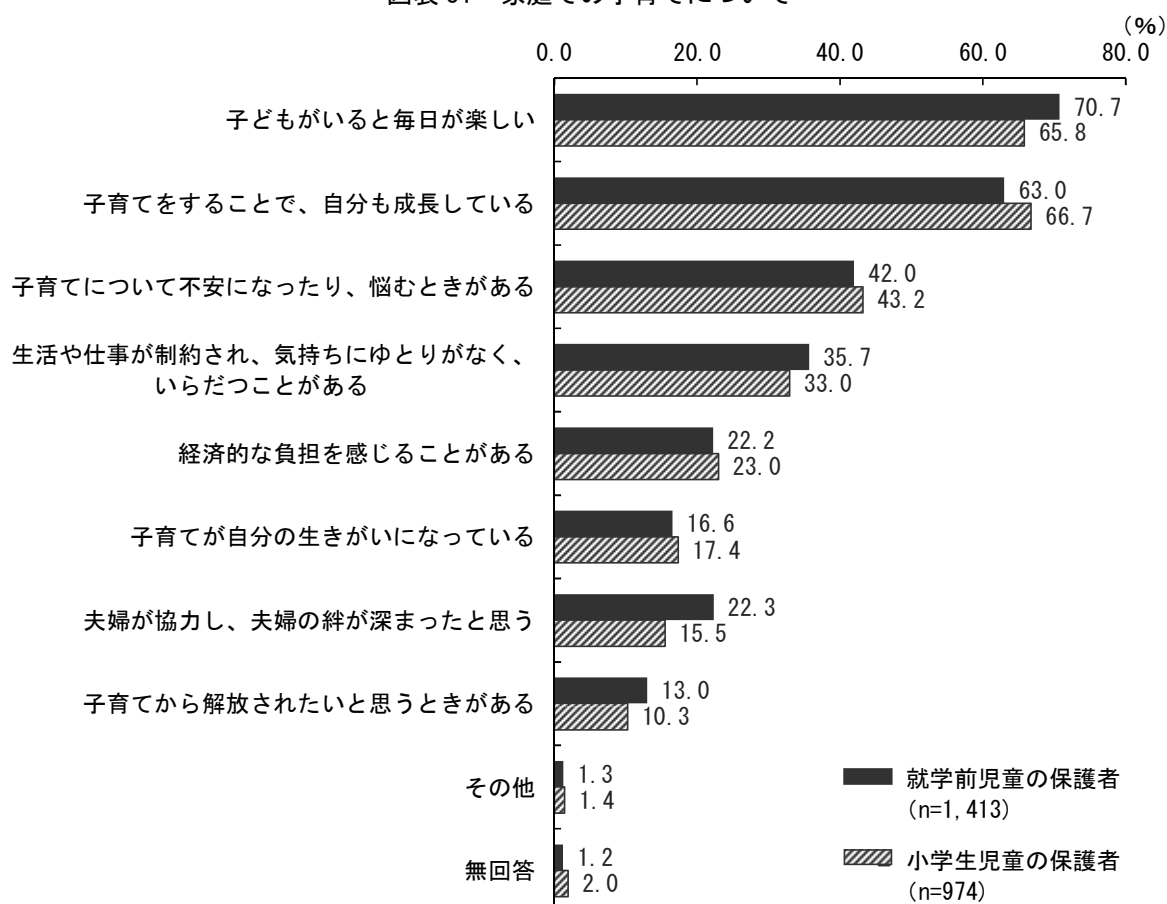
資料：アンケート調査

(5) 家庭での子育てについて（就学前児童・小学生児童）

◎ 家庭での子育てについて、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに 6 割以上の保護者が「子どもがいると毎日が楽しい」、「子育てをすることで、自分も成長している」と回答しています。

家庭での子育てについて、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに 6 割以上の保護者が「子どもがいると毎日が楽しい」、「子育てをすることで、自分も成長している」と回答している一方で、3～4 割の保護者は「子育てについて不安になったり、悩むときがある」、「生活や仕事が制約され、気持ちにゆとりがなく、いらだつことがある」と回答しています。

図表 31 家庭での子育てについて



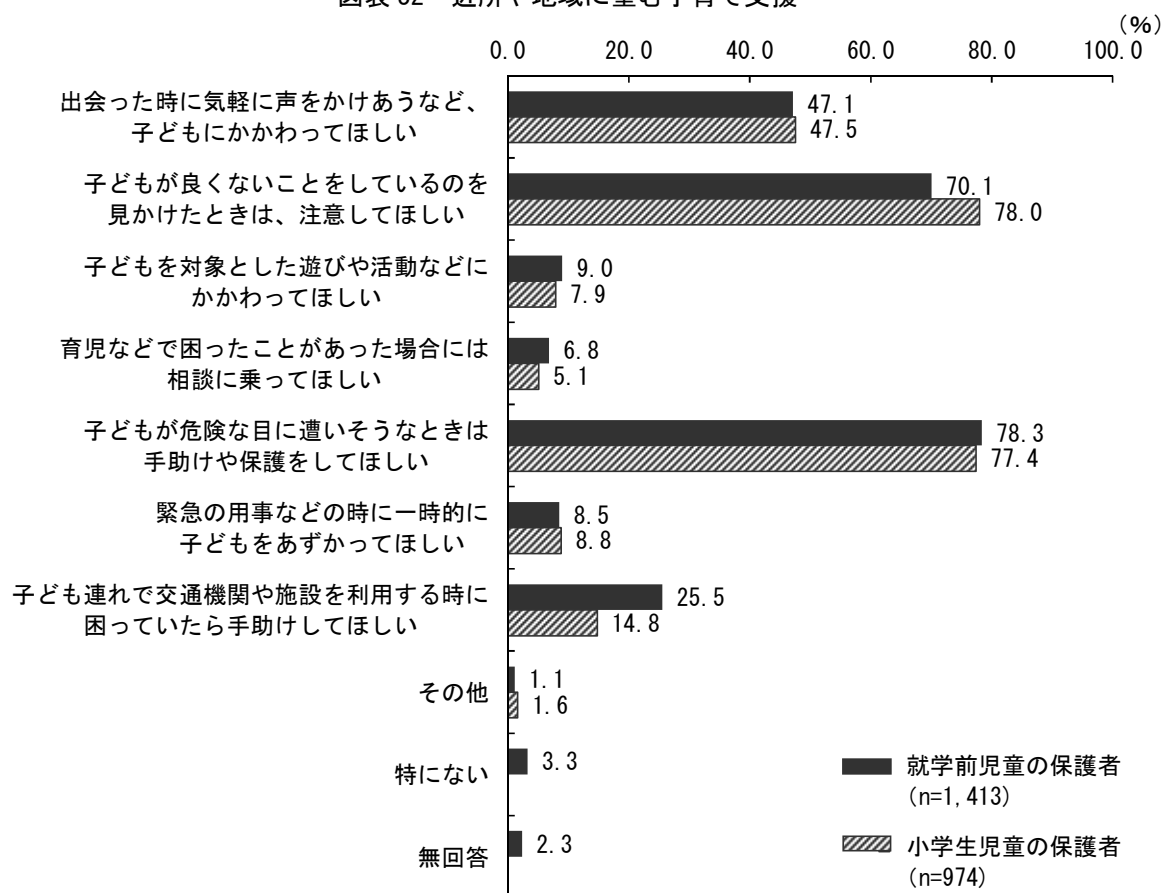
資料：アンケート調査

(6) 地域の子育て環境（就学前児童・小学生児童）

◎ 近所や地域に望む子育て支援では、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」と「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」を上位に挙げています。

近所や地域に望むこととしては、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」を就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに上位に挙げています。

図表 32 近所や地域に望む子育て支援



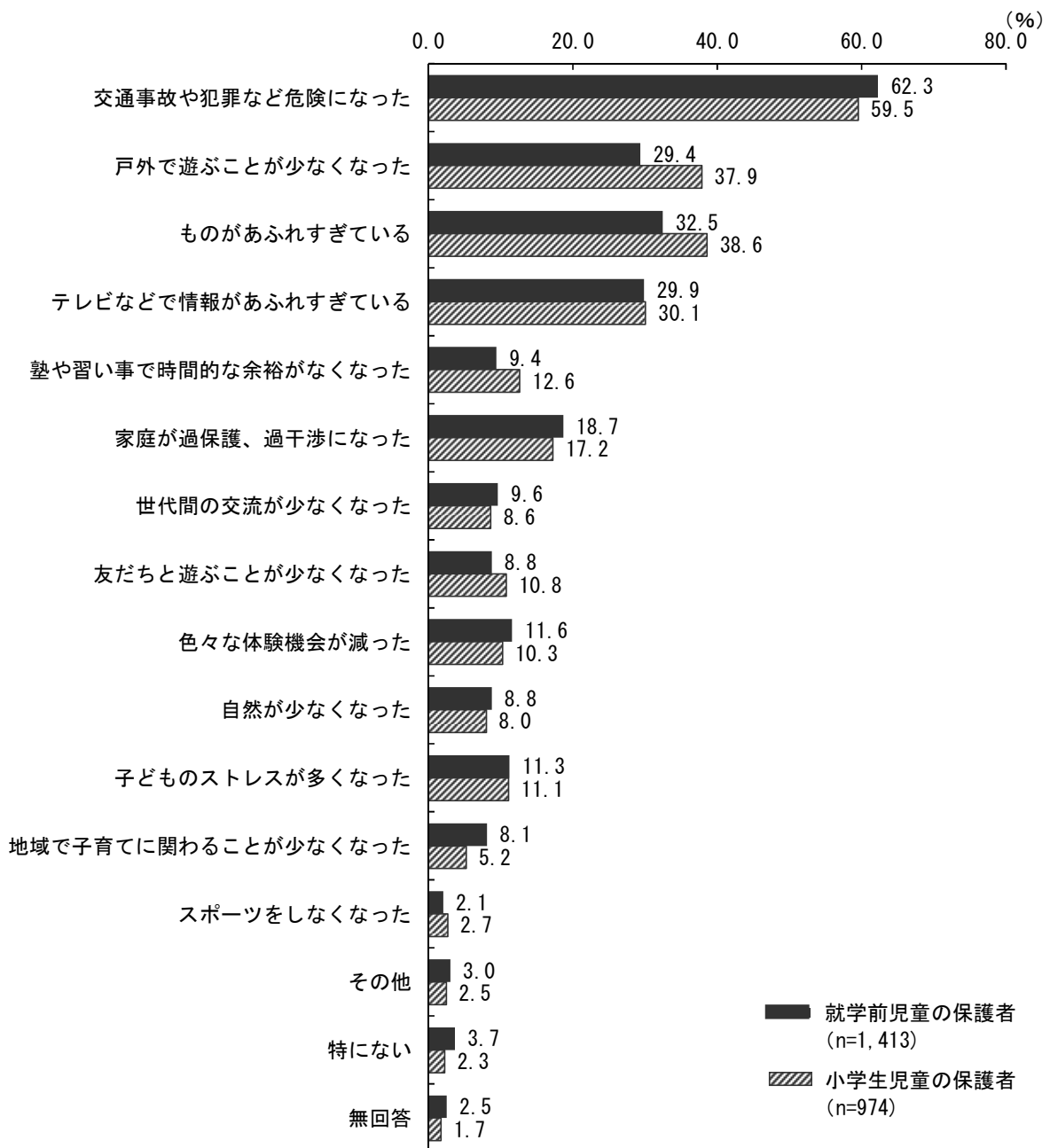
資料：アンケート調査

(7) 子どもを取り巻く環境（就学前児童・小学生児童）

◎ 子どもを取り巻く環境として、就学前児童、小学生の保護者ともに「交通事故や犯罪など危険になった」を特に問題だと思うことの最上位に挙げています。

子どもを取り巻く環境としては、就学前児童、小学生の保護者ともに「交通事故や犯罪など危険になった」を特に問題だと思うことの最上位に挙げています。次いで、「ものがあふれすぎている」、「テレビなどで情報があふれすぎている」、「戸外で遊ぶことが少なくなった」、「家庭が過保護、過干渉になった」を上位に挙げています。

図表 33 子どもを取り巻く環境



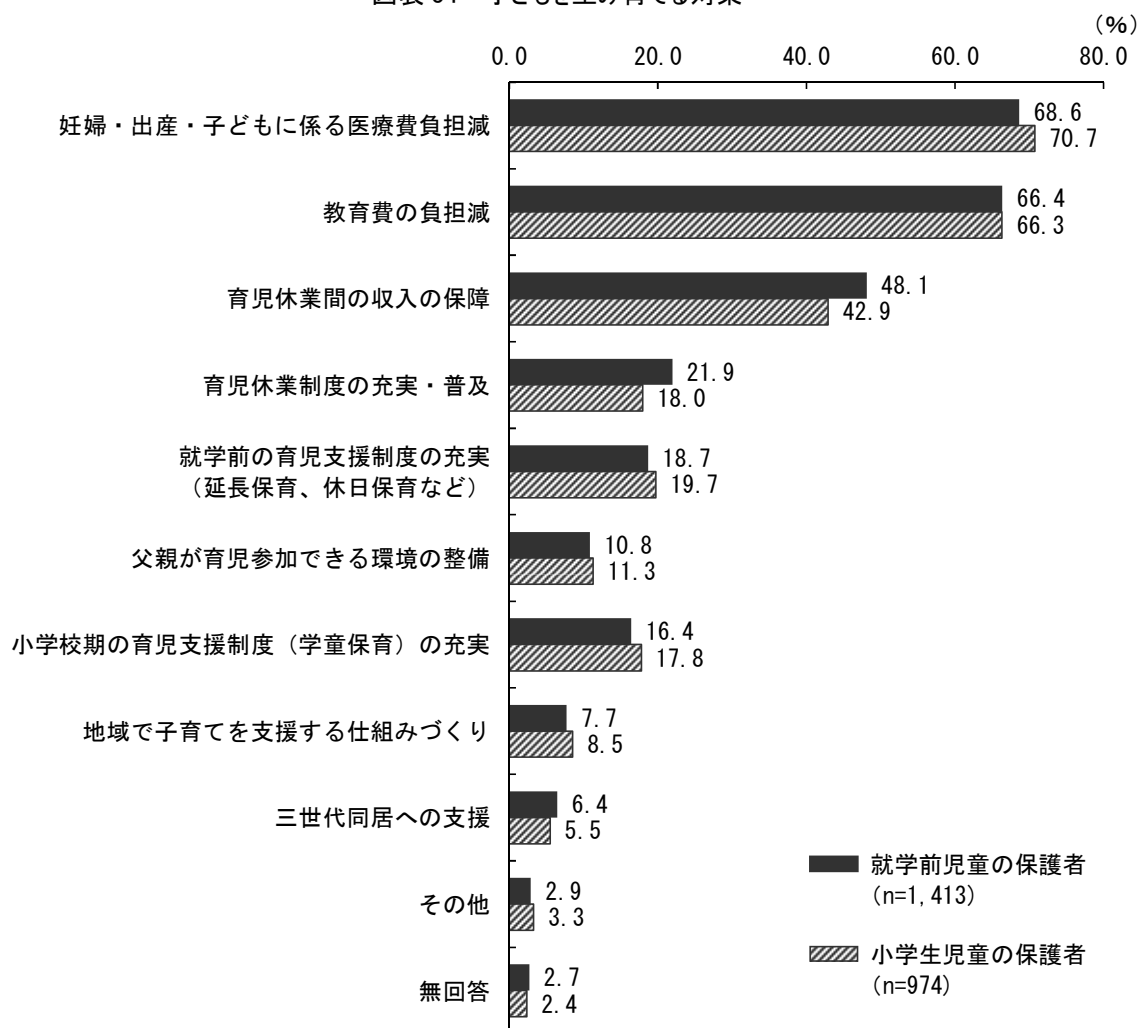
資料：アンケート調査

(8) 子どもを生み育てる対策（就学前児童・小学生児童）

◎ 子どもを生み育てる対策については、経済的な負担の軽減を上位に挙げています。

子どもを生み育てる対策としては、就学前児童、小学生の保護者ともに「妊婦・出産・子どもに係る医療費負担減」、「教育費の負担減」、「育児休業間の収入の保障」といった“経済的な負担軽減策”を上位に挙げています。

図表 34 子どもを生み育てる対策



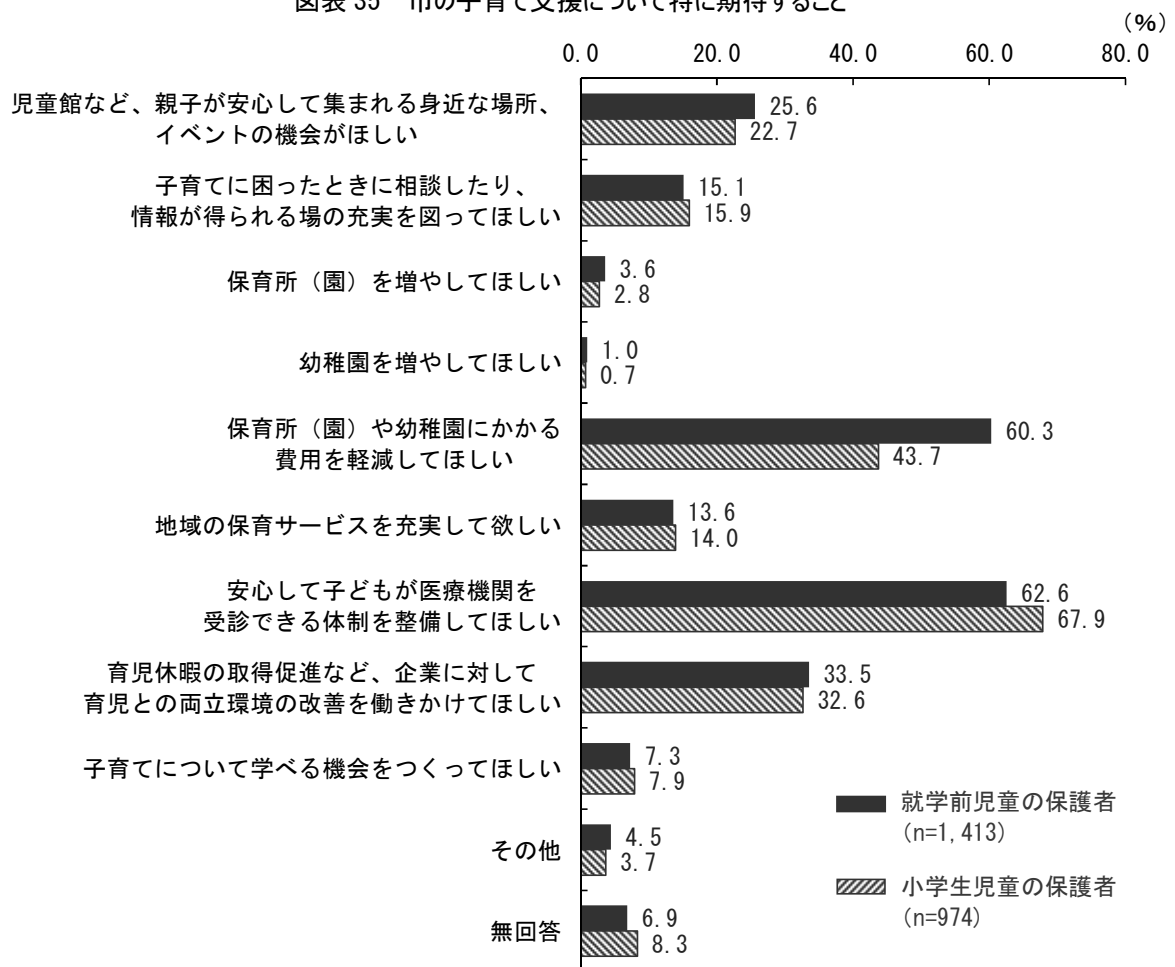
資料：アンケート調査

(9) 市に望む子育て支援（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 就学前児童、小学生の保護者ともに「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」、「保育所や幼稚園にかかる費用の軽減」、「育児休暇の取得促進など、企業に対する育児との両立環境の働きかけ」といった対策を上位に挙げています。

市に対して充実を望む子育て支援策としては、就学前児童、小学生の保護者ともに「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」、「保育所や幼稚園にかかる費用の軽減」、「育児休暇の取得促進など、企業に対する育児との両立環境の働きかけ」といった対策を上位に挙げています。

図表 35 市の子育て支援について特に期待すること



資料：アンケート調査

4 子ども・子育て支援の課題の整理

前項までの現況及び子ども・子育てを取り巻く環境をもとに、本市の子ども・子育て支援の課題を次のように整理します。

(1) 利用しやすい保育サービス・子育て支援サービスの提供

子育てをする親（女性）の社会進出の増加、雇用・就労形態の多様化、さらには経済的な問題など、様々な要因が考えられますが、今後さらに少子化が進む中で、保育サービスの提供に当たっては、アンケート調査にみられるニーズを踏まえ、現行の子育てサービスの安定した供給に努めるとともに、利用者の必要性（ニーズ）にあった多様な保育サービスの提供の検討が必要です。

また、新たな制度への移行に伴い、サービスの内容や利用についての周知が必要となります。

そのため、各種サービスを利用しやすいサービスへと工夫するとともに、利用者に対して必要な情報を発信し、サービスの利用向上を図る必要があります。

(2) 子育てに対する心身の不安や負担の軽減

今後少子化が進行する中で、地域の子育て家庭の減少や相談相手のいなこと等により、子育てに負担を感じる家庭はますます増加するものと思われます。

こうしたことから、負担を感じずに楽しく子育てのできる支援の充実がますます重要となります。

また、特に最近では、核家族化や母親の社会での孤立等によって、育児への不安や心理的負担が増加し、そのストレスが子育てに影響していると言われています。様々な子育て支援情報の発信とともに子育て相談や交流機会のあり方を工夫し、子育て家庭の抱える不安や悩みに対処できるような仕組みづくりが重要となります。

こうした状況も背景として踏まえながら、子育てをしている家庭の親が、仕事を含めた多様な生活を選択できるよう、家庭・地域・行政が子育てに関して、それぞれ補完しあえる協力体制としての検討が必要です。

(3) 子育て・子育てを地域で支える

前述のとおり、アンケート調査では、地域に対して、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」、「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けや保護をしてほしい」といった保護者の目が届かないところでの支援が求められています。

今後さらに少子化が進むことが予測されている中で、子どもを育てる場は、子どものいる家庭だけが担うものではなくなってきました。日頃から友人や近隣住民がその役割を認識し、協力し合えるような地域づくり・人づくりを推進し、これまでの育てのあり方からの転換を図る必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

アンケート調査からも、働きながら子育てに取り組んでいる家庭も多くなっている中で、市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、社会的な責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会の実現が求められています。

こうしたなかで、働き方や子育て支援などの社会的な基盤はこうした変化に対応したものとなっていないなど、仕事と子育て、家族の介護等との両立が難しい現状があります。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和＝市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、社会的な責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の様々な時期に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会）の実現を目指すことが求められています。

第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本的な視点

子育てを支援していくためには、子どもの幸せを第一に考えると同時に、子どもを育てる親（保護者）や家庭が、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりが、今後ますます重要となるとともに、子ども達の健全な成長が望まれます。

そのためには、保育サービスをはじめとする子育て支援の整備とともに、本市が子育て支援サービスや健全育成に向けた取り組みを総合的に推進する必要があります。同時に、市民（地域）も将来を担う子ども達を見守り、本市の豊かな自然環境や伝統を次代へ繋ぐといった役割を担うことが大切です。

（１）子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

（２）親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

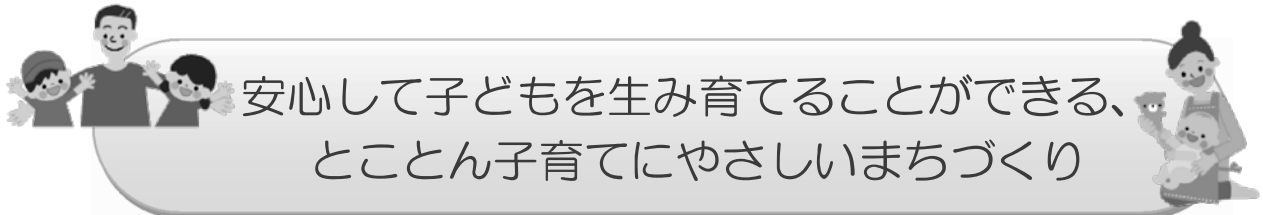
（３）地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

2 基本理念

少子高齢化が進行する中で、近年急激に進んだ都市化や核家族化は、子育ての環境に大きな変化をもたらしました。

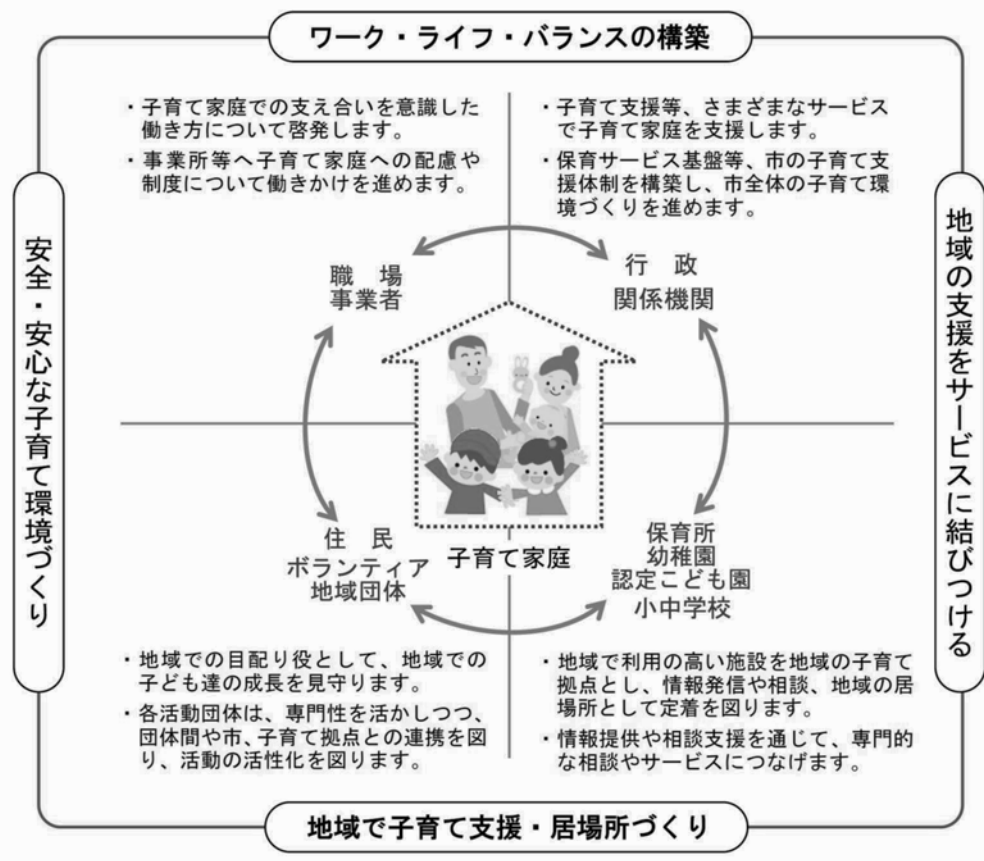
かつては、家庭に同居する親や祖父母、隣近所の人々の助けやアドバイスを得ることができる環境がありましたが、核家族化、地域のつながりの希薄化が進み、悩みを相談する相手や助けを求める相手も少なく、子育ての負担と不安によるストレスにさらされ、孤立しがちな保護者も増えています。



子どもを生み育てるためには、様々な迷いや悩みも生じますが、その分「子育てに伴う喜び」も感じることができます。

子育ての喜びや楽しさ、苦労とともに分かちあい、地域全体で子育てを支援し、子ども・子育て家庭・地域がともに成長していけるよう、「安心して子どもを生み育てることができる、とことん子育てにやさしいまちづくり」を基本理念とし、市をはじめ地域の様々な人々や団体、施設等が、本市で子育てをする家庭や子どもの成長をみんなで支え、応援していきます。

図表 36 市全体で支え合う子育て支援のイメージ



3 施策体系

図表 37 施策体系

**基本目標 1 : 子どもが豊かな心を持ち、
健やかに育つことができるまちづくり**

- 1-1 子どもの健全な発育・発達を確保するために
- 1-2 子どもが安心できる親子関係を築くために
- 1-3 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むために
- 1-4 子どもの人権を守るために
- 1-5 障がいのある子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばすために

**基本目標 2 : すべての家庭が安心とゆとりを持って、
子どもを生み育てることができるまちづくり**

- 2-1 安心して出産し、悩みや不安なく子育てをするために
- 2-2 安心して子どもを預けられる場所を確保するために
- 2-3 家族で協力して子育てをするために
- 2-4 ひとり親家庭の生活の安定を図るために

**基本目標 3 : 地域全体で子どもと子育て家庭を支えることが
できるまちづくり**

- 3-1 地域の子育て支援体制を充実させるために
- 3-2 子育てと仕事の両立ができる就労環境を整備するために
- 3-3 子どもや、子ども連れにやさしいまちにするために
- 3-4 子どもを事故や犯罪等から守るために

**基本目標 4 : 心身ともに健やかに思春期をおくり、
次代の親として人間性を高めることができるまちづくり**

- 4-1 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくるために
- 4-2 社会の一員として自立できる資質を養うために

第5章 計画の着実な推進に向けて

本計画の推進に当たっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組めます。

1 計画の推進体制

(1) 市民や地域・関係団体等との連携

地域における子育て支援を推進し、本計画を実効性のあるものとしていくためには、市が本計画に基づき、安心安全な子育て支援を着実に展開していくとともに、子育て家庭や地域・関係団体等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。

そのため、市広報やホームページ等の媒体や機会を通じて、積極的に計画の周知や啓発活動等を行うほか、子育て施策や母子保健活動、相談事業等を通じて、子育て家庭の意向を把握し、地域・関係団体等と十分に連携を図りつつ、本計画を推進します。

(2) 庁内における推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、多岐の分野にわたっており、全庁的な取り組みとして総合的・計画的に推進するため、庁内各関係部局と子ども・子育て支援に関する取り組みを共有し、連携を強化します。

そこで、関係各課と連携し情報の共有化を図り、改善すべき課題等の共通認識を持ち、本計画を推進していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の達成に向けては、「子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行い、計画の着実な推進に努めます。

「子ども・子育て会議」においては、主に次の点について点検・評価を行います。

○「第2部 子ども・子育て支援事業計画」

各年度における教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況の確認を行い、利用における課題点等について検討します。

○「第3部 施策の展開」

各施策の進捗状況及び評価指標の達成状況を確認し、子育て支援への取り組み状況や実施における課題等について検討します。